

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和7年 6 月 4 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第 8 8 号

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築基準法施行細則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（建築物の定期報告） 第 4 条 〔略〕 2 ～ 4 〔略〕 5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号）第 2 の規定により同告示第 1 に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準に規則により付加するものは、各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉に係る、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 2 8 年国土交通省告示第 7 2 3 号）別表第 1 (1) から (5) までに規定する検査項目、検査事項、検査方法及び判定基準とする。 6 〔略〕 （特定建築設備等の定期報告） 第 5 条 法第 1 2 条第 3 項の規定により、市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 (1) 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成 2 8 年国土交通省告示第 2 4 0 号。別表第 1 及び別表第 2 において「平成 2 8 年告示」という。）第 2 第 3 号に規定する小荷物専用昇降機（かごが住戸内のみを昇降するものを除く。） (2) 令第 1 6 条第 1 項に規定する建築物及び前条第 1 項の建築物に設ける換気設備（法第 2 8 条第 2 項ただし書の換気設備（自然換気設備を除	（建築物の定期報告） 第 4 条 〔略〕 2 ～ 4 〔略〕 5 〔略〕 （特定建築設備等の定期報告） 第 5 条 法第 1 2 条第 3 項の規定により、市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 (1) 小荷物専用昇降機（平成 2 8 年国土交通省告示第 2 4 0 号（別表第 1 及び別表第 2 において「平成 2 8 年告示」という。）第 2 第 3 号に掲げるものに限る。ただし、かごが住戸内のみを昇降するものを除く。） (2) 令第 1 6 条第 1 項に規定する建築物及び前条第 1 項の建築物に設ける換気設備（法第 2 8 条第 2 項ただし書の換気設備（自然換気設備を除

く。)及び同条第3項の換気設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。)に限る。)、排煙設備(法第35条の排煙設備のうち、<u>可動防煙壁又は排煙機</u>を有するものに限る。)、非常用の照明装置(法第35条の非常用の照明装置に限る。)及び給排水設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。) (3) [略] 2～5 [略]	く。)及び同条第3項の換気設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。)に限る。)、排煙設備(法第35条の排煙設備のうち、<u>排煙機</u>を有するものに限る。)、非常用の照明装置(法第35条の非常用の照明装置に限る。)及び給排水設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。) (3) [略] 2～5 [略]
---	--

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。